



金 沢 市 公 報

第 3 2 1 0 号

令和8年(2026年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ |
|---|-----|
| ●告 示 | |
| ○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課) | 2 |
| ○自転車等を撤去し、保管したことについて (") | 2 |
| ○体育施設の指定管理者の指定について (スポーツ振興課) | 3 |
| ○公園施設の指定管理者の指定について (") | 4 |
| ○金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者の指 定について (") | 5 |
| ○スポーツ広場の指定管理者の指定について (") | 5 |
| ○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課) | 6 |
| ○金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定 について (福祉政策課) | 6 |
| ○金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者の指 定について (障害福祉課) | 6 |
| ○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (") | 7 |
| ○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について (") | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について (") | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の更新について (") | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の辞退について (") | 8 |
| ○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課) | 8 |
| ○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の 規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定 めたことについて)の一部改正について (住宅政策課) | 9 |

| | |
|--|----|
| ○市道の区域の変更について (道路管理課) | 9 |
| ○道路の供用の開始について (") | 14 |
| ○準用河川の指定の変更について (河川水防課) | 20 |
| ●告 告 | |
| ○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域 計画を変更したことについて(農業水産振興課) | 20 |
| ○経営管理権集積計画を定めたことについて (森林再生課) | 20 |
| ○土地区画整理組合の解散の認可について (市街地再生課) | 20 |
| ○建築基準法の規定に基づく公告認定対象区域 内における一敷地内認定建築物以外の建築物 の位置及び構造の認定について (建築指導課) | 20 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る 関係図書の写しの縦覧について(下水道整備課) | 21 |
| ●監査公表 | |
| ○監査公表(第3号) (監査事務局) | 21 |
| ○監査公表(第4号) (") | 22 |
| ○監査公表(第5号) (") | 23 |
| ●農業委員会告示 | |
| ○令和8年第3回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) | 23 |
| ●公営企業告示 | |
| ○水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、 給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工 事費に係る指定納付受託者の指定について (経営企画課) | 24 |
| ○水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、 給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工 事費の収納事務の指定公金事務取扱者への委 託について (") | 24 |
| ○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (下水道整備課) | 25 |

告 示

●金沢市告示第63号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項（同条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
金沢市営森本駅西自転車駐車場
金沢市営野町駅前自転車駐車場
金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
金沢市営若松バス停前自転車駐車場
金沢市営香林坊地下自転車駐車場
金沢市営柿木畠自転車駐車場
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 177台
原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和8年2月1日から同月28日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市二口町ニ24番地5
公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和8年3月24日から同年6月23日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第64号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規

定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

| 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所 | 撤去し、保管した自転車等の台数 | | | |
|---------------------|-----------------|---|---|----|
| 金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 自 | 転 | 車 | 1台 |
| 西金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 自 | 転 | 車 | 1台 |
| 片町地区自転車等放置禁止区域 | 自 | 転 | 車 | 1台 |
| 若松町3丁目地内 | 自 | 転 | 車 | 1台 |
| 桂町地内 | 自 | 転 | 車 | 1台 |
| 粟崎町3丁目地内 | 自 | 転 | 車 | 1台 |

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和8年2月1日から同月28日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和8年3月24日から同年9月23日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第12条第2項の規定により、体育施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 施設 の 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|--------------|-----------|-----|-----------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市総合体育館 | | | |
| 金沢市営陸上競技場 | | | |
| 金沢市営球技場 | | | |
| 金沢市安原スポーツ広場 | | | |
| 金沢市営西部市民体育会館 | | | |
| 金沢市営城北市民体育館 | | | |
| 金沢市営城南市民体育館 | | | |
| 金沢市営城東市民体育館 | | | |
| 金沢市営城西市民体育館 | | | |
| 金沢市営森本市民体育館 | | | |
| 金沢市営浅野川市民体育館 | | | |

| | | | |
|--------------------|----------------|------------------|----------------------------|
| 金沢市営中央市民体育館 | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事業団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 金沢市営東金沢スポーツ広場 | | | |
| 金沢市営城北市民テニスコート | | | |
| 金沢市営西金沢テニスコート | | | |
| 金沢市営大徳テニスコート | | | |
| 金沢市営城東テニスコート | | | |
| 金沢市営大桑運動広場 | | | |
| 金沢市営額谷運動広場 | | | |
| 金沢市営久安運動広場 | | | |
| 金沢市営西金沢少年運動広場 | | | |
| 金沢市営田上運動広場 | | | |
| 金沢市営医王山運動広場 | | | |
| 金沢市営法光寺運動広場 | | | |
| 金沢市営金沢テクノパーク運動広場 | | | |
| 金沢市営森本運動広場 | | | |
| 金沢市営湊野球場 | | | |
| 金沢市営湊運動公園 | | | |
| 金沢市営専光寺ソフトボール場 | | | |
| 金沢市営伏見川グラウンド | | | |
| 金沢市営こなん水辺グラウンドゴルフ場 | | | |
| 金沢市営医王山スキー場 | | | |
| 金沢市西部市民憩いの家 | | | |

●金沢市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第4項の規定により、公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 施設 の 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|----------|-----------|-----|-----------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |

| | | | |
|--|------------------------|----------------------|----------------------------|
| 金沢南総合運動公園 (金沢市営陸上競技場 及び金沢市営球技場を 除く。) | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事 業団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 金沢城北市民運動公園 (金沢市民野球場、金 沢スタジアム、スポー ツ交流広場、金沢プー ル、ジュニアスポーツ コート、屋内交流広場 及び本田圭佑クライフ コートを除く。) | | | |
| 金沢市民野球場 | | | |
| 金沢スタジアム | 金沢市南町2番1号 | 金沢スタジアム共同事業体 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| スポーツ交流広場 | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事 業団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 金沢プール | 東京都中野区東中野3丁目18番 12号 | 金沢プール共同事業体 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| ジュニアスポーツコ ート | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事 業団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 屋内交流広場 | 東京都中野区東中野3丁目18番 12号 | 金沢プール共同事業体 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 本田圭佑クライフコ ート | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事 業団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 金沢市鳴和台市民体育 会館 | | | |

●金沢市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第15条第2項の規定により、金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 施 設 の 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|------------------|----------------|----------------------|----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市額谷ふれあい体 育館 | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事 業団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |

●金沢市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）第15条第2項の規定により、スポーツ広場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 施設 の 名称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市内川スポーツ広 場 | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事 業団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 金沢市戸室スポーツ広 場 | | | |

●金沢市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 区 分 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|--------|----------------|------------------------|------------------------|--------------|
| 戸室別所町会 | 主たる事務 所の所在地 | 金沢市戸室別所口15番地1 | 金沢市戸室別所ホ116番地 | 令和8年 3月9日 |
| | 代表者の氏 名及び住所 | 藤井 良典 金沢市戸室別所口15番地1 | 北村 康弘 金沢市戸室別所ホ116番地 | |

●金沢市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）第12条第2項の規定により、金沢市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 施設 の 名称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|------------------------------------|-------------|----------------|----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市老人福祉セン ター万寿苑 | 金沢市大手町3番23号 | 公益財団法人金沢健康福祉財団 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 金沢市老人福祉セン ター松寿荘 | | | |
| 金沢市老人福祉セン ター鶴寿園 | | | |
| 金沢市老人福祉セン ター万寿苑分館十一屋 生きがい交流館 | | | |

●金沢市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市障害者高齢者体育館条例（昭和57年条例第3号）第15条第2項の規定により、金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 施設 の 名称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|---------|-----------|-----|-----------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |

| | | | |
|--------------|---------------|---------|----------------------------|
| 金沢市障害者高齢者体育館 | 金沢市戸水2丁目140番地 | 株式会社エイム | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
|--------------|---------------|---------|----------------------------|

●金沢市告示第72号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科目 | 医師の氏名 | 指定年月日 |
|----------------------|---------------|------|--------|-----------|
| 医療法人社団竜山会 金沢古府記念病院 | 金沢市古府1丁目150番地 | 内科 | 立石 淳之介 | 令和7年10月1日 |
| 金沢赤十字病院 | 金沢市三馬2丁目251番地 | 内科 | 高山 秀雄 | 令和7年10月1日 |
| 医療法人社団和宏会 大手町病院 | 金沢市大手町5番32号 | 内科 | 山本 健一 | 令和7年10月1日 |
| 金沢赤十字病院 | 金沢市三馬2丁目251番地 | 外科 | 佐藤 就厚 | 令和7年10月1日 |
| 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院 | 金沢市京町20番3号 | 内科 | 佐々木 景也 | 令和7年10月1日 |
| 国立大学法人 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 整形外科 | 高田 泰史 | 令和7年10月1日 |

●金沢市告示第73号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科目 | 医師の氏名 | 辞退年月日 |
|-------------------|---------------|------------|-------|-----------|
| 国立大学法人 金沢大学附属病院 | 金沢市宝町13番1号 | 耳鼻咽喉科 | 酒野 真衣 | 令和7年7月1日 |
| 金沢赤十字病院 | 金沢市三馬2丁目251番地 | 内科 消化器科 | 須田 烈史 | 令和7年3月31日 |
| 金沢赤十字病院 | 金沢市三馬2丁目251番地 | 外科 | 佐伯 昌一 | 令和6年3月31日 |
| 金沢赤十字病院 | 金沢市三馬2丁目251番地 | 内科 | 三輪 梅夫 | 令和3年3月31日 |
| 医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院 | 金沢市小坂町中83番地 | 腎臓内科 | 奥山 宏 | 令和7年7月31日 |

●金沢市告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

薬局

| 名 称 | 所在地 | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|---------------|-----------|-----------|
| スギ薬局 金沢西泉店 | 金沢市泉本町7丁目7番地1 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |

●金沢市告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定によ

り指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

1 病院

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 指定更新年月日 |
|--------|---------------|-----------|-----------|
| 金沢市立病院 | 金沢市平和町3丁目7番3号 | 眼科に関する医療 | 令和7年10月1日 |

2 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 指定更新年月日 |
|-------------|-----------------|-----------|-----------|
| 無量寺あおぞら薬局 | 金沢市無量寺5丁目71番地1 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |
| てまり西泉薬局 | 金沢市西泉1丁目149番地1 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |
| 小立野瑠璃光薬局 | 金沢市小立野1丁目2番3号 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |
| もりの里はなの木薬局 | 金沢市田上の里2丁目148番地 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |
| 堅田みらい薬局 | 金沢市堅田町丙19番地7 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |
| クスリのアオキ西泉薬局 | 金沢市西泉3丁目23番地 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |
| 三馬あおぞら薬局 | 金沢市窪7丁目200番地 | 育成医療、更生医療 | 令和7年10月1日 |

●金沢市告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 辞退年月日 |
|---------|----------------|-----------|-----------|
| 神田まつだ薬局 | 金沢市新神田4丁目6番2号 | 育成医療、更生医療 | 令和7年6月30日 |
| 岡薬局 | 金沢市尾張町2丁目13番8号 | 育成医療、更生医療 | 令和7年8月31日 |

●金沢市告示第77号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

第5項の表中

| | | | | | | |
|---|------------|---------------|-----------|-----------|--|---|
| 2 | 金沢城北市民運動公園 | 金沢市磯部町二25番1ほか | 平成2年8月31日 | 令和6年2月18日 | | を |
|---|------------|---------------|-----------|-----------|--|---|

| | | | | | | |
|---|------------|---------------|-----------|----------|--|---|
| 2 | 金沢城北市民運動公園 | 金沢市磯部町二25番1ほか | 平成2年8月31日 | 令和8年4月1日 | | に |
|---|------------|---------------|-----------|----------|--|---|

改め、第8項の表中

| | | | | | | |
|---|------|---------------|------------|------------|--|---|
| 4 | 西部緑道 | 金沢市鞍月3丁目70番ほか | 平成15年3月31日 | 平成19年3月31日 | | を |
|---|------|---------------|------------|------------|--|---|

| | | | | | | |
|---|------|---------------|------------|-----------|--|---|
| 4 | 西部緑道 | 金沢市鞍月3丁目70番ほか | 平成15年3月31日 | 令和8年3月30日 | | に |
|---|------|---------------|------------|-----------|--|---|

改める。

●金沢市告示第78号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

第1項の表上荒屋住宅の項中「221戸」を「211戸」に、「37戸」を「47戸」に改める。

●金沢市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|-------|----------------------|-------------------|------|-----------|---------|
| 一級幹線 | 1級幹線 55号 戸水・割出線 | 戸水町力 107番 1 先から | 旧 | 5.0～26.2 | 1,890.0 |
| | | 割出町 719番 1 先まで | 新 | 5.0～26.2 | 1,890.0 |
| 一級幹線 | 1級幹線 58号 大浦・百坂線 | 大浦町ハ 51番 先から | 旧 | 3.7～21.9 | 3,505.8 |
| | | 百坂町二 38番 先まで | 新 | 3.7～21.9 | 3,505.8 |
| 一級幹線 | 1級幹線 64号 才田・北森本線 | 才田町丁 23番 1 先から | 旧 | 9.1～28.1 | 1,030.0 |
| | | 八田町東 1284番 1 先まで | 新 | 9.1～28.1 | 1,030.0 |
| 一級幹線 | 1級幹線 77号 田上・銚子線 | 田上町ヲ 21番 1 先から | 旧 | 5.1～12.8 | 1,051.0 |
| | | 銚子町イ 51番 先まで | 新 | 5.1～14.5 | 1,051.0 |
| 一級幹線 | 1級幹線 86号 観法寺・堅田線 | 観法寺町イ 46番 1 先から | 旧 | 3.0～18.6 | 1,829.0 |
| | | 堅田町丙 18番 先まで | 新 | 3.0～18.6 | 1,829.0 |
| 二級幹線 | 2級幹線 304号 神野・御影線 | 神野2丁目 58番 先から | 旧 | 5.7～38.2 | 4,349.2 |
| | | 御影町 4番 2 先まで | 新 | 5.7～38.2 | 4,349.2 |
| 二級幹線 | 2級幹線 308号 福久・南森本線 | 福久東1丁目 89番 先から | 旧 | 8.6～34.6 | 742.0 |
| | | 南森本町二 43番 1 先まで | 新 | 8.5～34.6 | 742.0 |
| 二級幹線 | 2級幹線 318号 荒屋・横枕線 | 荒屋町イ 1番 1 先から | 旧 | 6.5～12.8 | 1,166.4 |
| | | 横枕町口 27番 1 先まで | 新 | 6.5～12.8 | 1,165.3 |
| 二級幹線 | 2級幹線 320号 塚崎・牧町線 | 塚崎町ホ 1番 1 先から | 旧 | 3.2～32.8 | 7,886.9 |
| | | 牧町 60番 3 先まで | 新 | 3.2～32.8 | 7,886.9 |
| 二級幹線 | 2級幹線 364号 大徳川通り線 | 鞍月3丁目 1020番 2 先から | 旧 | 13.4～31.9 | 929.3 |
| | | 藤江北4丁目 484番 先まで | 新 | 13.4～31.9 | 929.3 |
| 二級幹線 | 2級幹線 372号 利屋・福久線 | 利屋町へ 94番 1 先から | 旧 | 2.5～41.8 | 5,825.6 |
| | | 福久町ハ 31番 1 先まで | 新 | 2.5～41.8 | 5,825.6 |
| 一般市道 | 準幹線 501号 堀川・桜町線 | 堀川町 740番 先から | 旧 | 1.9～12.8 | 3,395.9 |
| | | 桜町 704番 先まで | 新 | 1.9～12.8 | 3,395.9 |
| 一般市道 | 準幹線 532号 大樋・山の上線 | 大樋町 110番 先から | 旧 | 4.0～11.1 | 1,107.4 |
| | | 山の上町 867番 先まで | 新 | 4.6～11.1 | 1,107.4 |
| 一般市道 | 準幹線 534号 大浦・大場線 | 大浦町ヲ 68番 2 先から | 旧 | 3.1～16.3 | 2,970.5 |
| | | 大場町東 189番 3 先まで | 新 | 3.1～16.3 | 2,970.5 |
| 一般市道 | 準幹線 537号 寺中・観音堂線 | 金石本町イ 2番 先から | 旧 | 3.5～12.6 | 1,194.0 |
| | | 観音堂町ヌ 49番 5 先まで | 新 | 3.5～12.6 | 1,194.0 |

| | | | | | | | |
|------|---------------------|---|------------------|------------|--------|----------------------|--------------------|
| 一般市道 | 準幹線 556号 金石・大野線 | 大野町4丁目 金石西1丁目 | 114番 158番 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.6～15.3 4.6～15.3 | 1,751.0 1,751.0 |
| 一般市道 | 準幹線 562号 東蚊爪・大場線 | 東蚊爪町 大場町西 | 184番 1 142番 | 先から 先まで | 旧 新 | 7.0～38.0 7.0～38.0 | 2,449.0 2,449.0 |
| 一般市道 | 準幹線 580号 瀬領・下谷線 | 瀬領町へ 菅池町ト | 41番 33番 2 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.3～14.0 4.3～22.6 | 409.0 409.0 |
| 一般市道 | 鳴和2丁目線 4号 | 鳴和2丁目 鳴和2丁目 | 29番 2 40番 | 先から 先まで | 旧 新 | 5.1～8.4 5.2～8.4 | 160.0 160.0 |
| 一般市道 | 鳴和2丁目線 8号 | 鳴和2丁目 鳴和2丁目 | 116番 1番 | 先から 先まで | 旧 新 | 5.3～7.4 5.3～7.4 | 331.0 331.0 |
| 一般市道 | 春日町線 7号 | 春日町 春日町 | 264番 204番 | 先から 先まで | 旧 新 | 1.8～7.5 1.8～4.3 | 193.0 193.0 |
| 一般市道 | 小金町線 1号 | 小金町 小金町 | 179番 143番 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.9～8.0 5.2～8.0 | 236.0 236.0 |
| 一般市道 | 小金町線 9号 | 小金町 小金町 | 151番 2 52番 | 先から 先まで | 旧 新 | 3.6～7.2 3.6～7.2 | 311.5 311.3 |
| 一般市道 | 小橋町線 4号 | 小橋町 小橋町 | 332番 337番 1 | 先から 先まで | 旧 新 | 3.0～6.2 3.0～6.2 | 91.0 91.0 |
| 一般市道 | 中橋町線 2号 | 中橋町 中橋町 | 115番 127番 | 先から 先まで | 旧 新 | 2.0～4.6 2.0～4.8 | 105.0 105.0 |
| 一般市道 | 長田2丁目線 11号 | 長田2丁目 長田2丁目 | 128番 2 128番 7 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.9～6.9 4.9～6.9 | 43.0 43.0 |
| 一般市道 | 大手町線 5号 | 大手町 大手町 | 189番 34番 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.9～6.3 4.9～6.3 | 138.7 138.7 |
| 一般市道 | 片町1丁目線 2号 | 片町1丁目 片町1丁目 | 48番 46番 2 | 先から 先まで | 旧 新 | 3.0～6.9 3.2～6.7 | 113.0 113.0 |
| 一般市道 | 駅北線 7号 | 金沢駅北土地区画整理事業地内9街区 金沢駅北土地区画整理事業地内12街区 | 1番 11番 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.0～34.6 3.0～34.6 | 35.0 35.0 |
| 一般市道 | 笠舞1丁目線 2号 | 笠舞1丁目 笠舞1丁目 | 201番 56番 | 先から 先まで | 旧 新 | 6.4～9.0 6.4～9.0 | 526.0 526.0 |
| 一般市道 | 笠舞1丁目線 11号 | 笠舞1丁目 笠舞1丁目 | 178番 1 42番 | 先から 先まで | 旧 新 | 5.3～8.4 5.3～8.4 | 208.8 208.5 |
| 一般市道 | 小立野2丁目線 11号 | 小立野2丁目 小立野2丁目 | 312番 883番 | 先から 先まで | 旧 新 | 3.2～7.7 3.2～7.7 | 644.7 627.5 |
| 一般市道 | 小立野2丁目線 16号 | 小立野2丁目 小立野2丁目 | 243番 825番 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.0～7.2 4.0～7.2 | 216.0 198.9 |
| 一般市道 | 弥生1丁目線 10号 | 弥生1丁目 弥生1丁目 | 392番 458番 | 先から 先まで | 旧 新 | 1.6～4.0 1.6～4.0 | 117.0 117.0 |
| 一般市道 | 弥生3丁目線 4号 | 弥生3丁目 弥生3丁目 | 1番 72番 | 先から 先まで | 旧 新 | 6.8～28.4 6.3～28.4 | 215.0 215.0 |
| 一般市道 | 有松1丁目線 6号 | 有松1丁目 有松1丁目 | 106番 218番 | 先から 先まで | 旧 新 | 2.7～6.4 2.7～6.4 | 399.0 398.0 |
| 一般市道 | 泉野町6丁目線 9号 | 泉野町6丁目 泉野町6丁目 | 82番 160番 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.3～7.9 4.3～7.9 | 204.6 204.6 |
| 一般市道 | 山科2丁目線 5号 | 山科2丁目 山科2丁目 | 1番 286番 | 先から 先まで | 旧 新 | 4.6～13.9 4.6～13.9 | 529.7 529.7 |

金 沢 市 公 報

| | | | | | | |
|------|----------------------|-----------------------|-----|---|------------|---------|
| 一般市道 | 金石西1丁目線 41号 | 金石西1丁目 159番 5 | 先から | 旧 | 1.5 ~ 7.0 | 83.0 |
| | | 金石西1丁目 159番 10 | 先まで | 新 | 1.5 ~ 7.5 | 83.0 |
| 一般市道 | 金石西4丁目線 9号 | 金石味噌屋町 220番 | 先から | 旧 | 2.7 ~ 4.4 | 116.0 |
| | | 金石西4丁目 89番 | 先まで | 新 | 2.7 ~ 4.3 | 116.0 |
| 一般市道 | 金石西4丁目線 15号 | 金石西4丁目 965番 | 先から | 旧 | 3.0 ~ 8.3 | 229.0 |
| | | 金石通町 169番 | 先まで | 新 | 3.0 ~ 8.3 | 229.0 |
| 一般市道 | 栗崎 6号 栗崎町線 55号 | 栗崎町二 73番 | 先から | 旧 | 2.7 ~ 7.7 | 157.0 |
| | | 栗崎町二 36番 1 | 先まで | 新 | 2.7 ~ 7.7 | 157.0 |
| 一般市道 | 大徳 6号 寺中町線 | 寺中町チ 17番 44 | 先から | 旧 | 4.4 ~ 13.3 | 811.0 |
| | | 寺中町ハ 65番 | 先まで | 新 | 4.4 ~ 13.3 | 811.0 |
| 一般市道 | 大徳 7号 松村町線 | 松村5丁目 87番 | 先から | 旧 | 3.8 ~ 26.5 | 790.5 |
| | | 松村第二土地区画整理事業地内13街区 7番 | 先まで | 新 | 3.7 ~ 26.5 | 790.5 |
| 一般市道 | 大徳 15号 無量寺町線 50号 | 無量寺3丁目 21番 | 先から | 旧 | 7.1 ~ 13.4 | 340.0 |
| | | 無量寺2丁目 65番 | 先まで | 新 | 7.1 ~ 13.4 | 340.0 |
| 一般市道 | 大徳 16号 観音堂町東線 12号 | 観音堂町へ 70番 2 | 先から | 旧 | 5.3 ~ 8.3 | 186.0 |
| | | 観音堂町へ 62番 1 | 先まで | 新 | 5.3 ~ 8.3 | 186.0 |
| 一般市道 | 大徳 19号 松村1丁目線 5号 | 松村1丁目 263番 | 先から | 旧 | 4.5 ~ 8.7 | 209.0 |
| | | 松村1丁目 282番 | 先まで | 新 | 4.5 ~ 8.7 | 209.0 |
| 一般市道 | 大徳 21号 松村5丁目線 20号 | 松村5丁目 149番 | 先から | 旧 | 3.4 ~ 4.2 | 42.0 |
| | | 松村5丁目 153番 | 先まで | 新 | 3.4 ~ 6.4 | 42.0 |
| 一般市道 | 大徳 22号 松村6丁目線 1号 | 松村6丁目 226番 | 先から | 旧 | 4.1 ~ 9.1 | 329.0 |
| | | 松村6丁目 96番 5 | 先まで | 新 | 4.1 ~ 9.1 | 329.0 |
| 一般市道 | 大徳 23号 松村7丁目線 3号 | 松村7丁目 59番 1 | 先から | 旧 | 5.1 ~ 8.6 | 374.0 |
| | | 松村7丁目 1番 1 | 先まで | 新 | 5.1 ~ 8.6 | 374.0 |
| 一般市道 | 大徳 28号 藤江南1丁目線 2号 | 藤江南1丁目 75番 2 | 先から | 旧 | 5.9 ~ 9.2 | 168.0 |
| | | 藤江南1丁目 97番 1 | 先まで | 新 | 5.9 ~ 9.2 | 168.0 |
| 一般市道 | 大徳 35号 畝田中1丁目線 2号 | 畝田中1丁目 30番 | 先から | 旧 | 3.3 ~ 6.3 | 227.2 |
| | | 畝田中1丁目 14番 | 先まで | 新 | 3.3 ~ 6.3 | 227.2 |
| 一般市道 | 大徳 43号 松村4丁目線 22号 | 松村第二土地区画整理事業地内9街区 22番 | 先から | 旧 | 5.1 ~ 10.5 | 245.0 |
| | | 松村4丁目 1番 8 | 先まで | 新 | 5.1 ~ 9.7 | 245.0 |
| 一般市道 | 川北 1号 東蚊爪町線 | 東蚊爪町ム 34番 | 先から | 旧 | 6.0 ~ 28.3 | 1,901.2 |
| | | 大浦町ヲ 58番 1 | 先まで | 新 | 6.0 ~ 28.3 | 1,901.2 |
| 一般市道 | 渦津 5号 須崎町線 | 須崎町口 226番 | 先から | 旧 | 3.3 ~ 8.3 | 914.8 |
| | | 大河端町ニ 51番 1 | 先まで | 新 | 3.3 ~ 8.3 | 914.8 |
| 一般市道 | 弓取 3号 諸江町線 | 諸江町下丁 306番 3 | 先から | 旧 | 5.8 ~ 17.1 | 957.2 |
| | | 諸江町中丁 461番 | 先まで | 新 | 5.8 ~ 17.1 | 957.2 |
| 一般市道 | 弓取 14号 諸江町上丁線 38号 | 諸江町上丁 171番 2 | 先から | 旧 | 4.0 ~ 6.4 | 75.0 |
| | | 諸江町上丁 173番 2 | 先まで | 新 | 4.0 ~ 6.4 | 75.0 |
| 一般市道 | 弓取 15号 諸江町中丁線 9号 | 諸江町中丁 41番 | 先から | 旧 | 2.8 ~ 4.8 | 69.0 |
| | | 諸江町中丁 50番 | 先まで | 新 | 2.8 ~ 3.5 | 68.0 |
| 一般市道 | 戸板 9号 桜田町線 12号 | 桜田町 22街区 7番 | 先から | 旧 | 6.8 ~ 15.0 | 226.0 |
| | | 桜田町 26街区 1番 | 先まで | 新 | 6.8 ~ 15.0 | 226.0 |
| 一般市道 | 戸板 9号 桜田町線 19号 | 桜田町1-2街区 9番 | 先から | 旧 | 4.8 ~ 9.7 | 247.0 |
| | | 桜田町10-2街区 15番 | 先まで | 新 | 4.8 ~ 9.7 | 247.0 |
| 一般市道 | 戸板 14号 北町線 2号 | 北町丁 35番 | 先から | 旧 | 3.2 ~ 11.5 | 204.0 |
| | | 北町丁 80番 | 先まで | 新 | 3.2 ~ 11.5 | 204.0 |

金 沢 市 公 報

| | | | | | | |
|------|--------------|---------------------|-----|---|------------|---------|
| 一般市道 | 戸板 14号 | 北町 丁 42番 | 先から | 旧 | 1.9 ~ 6.4 | 189.0 |
| 一般市道 | 北町 線 15号 | 北町 丁 72番 | 先まで | 新 | 1.9 ~ 6.4 | 189.0 |
| 一般市道 | 鞍月 6号 | 近岡町 600番 4 | 先から | 旧 | 3.6 ~ 11.4 | 1,038.0 |
| 一般市道 | 近岡町 線 | 御供田町 八 54番 1 | 先まで | 新 | 3.6 ~ 11.4 | 1,038.0 |
| 一般市道 | 鞍月 16号 | 御供田町 八 1番 3 | 先から | 旧 | 4.1 ~ 8.0 | 172.0 |
| 一般市道 | 御供田町 線 23号 | 御供田町 八 1番 11 | 先まで | 新 | 4.1 ~ 8.3 | 172.0 |
| 一般市道 | 鞍月 17号 | 近岡町 758番 1 | 先から | 旧 | 5.0 ~ 12.0 | 354.0 |
| 一般市道 | 近岡町 線 37号 | 近岡町 546番 1 | 先まで | 新 | 5.0 ~ 12.0 | 354.0 |
| 一般市道 | 鞍月 19号 | 大友町 八 37番 5 | 先から | 旧 | 4.1 ~ 7.1 | 35.0 |
| 一般市道 | 大友町 線 46号 | 大友町 八 37番 6 | 先まで | 新 | 4.1 ~ 6.7 | 35.0 |
| 一般市道 | 鞍月 20号 | 南新保町 口 134番 20 | 先から | 旧 | 4.6 ~ 5.1 | 138.0 |
| 一般市道 | 南新保町 線 1号 | 南新保町 口 134番 14 | 先まで | 新 | 5.1 ~ 5.6 | 138.0 |
| 一般市道 | 鞍月 20号 | 南新保町 イ 33番 | 先から | 旧 | 2.7 ~ 4.5 | 199.0 |
| 一般市道 | 南新保町 線 6号 | 南新保町 口 24番 1 | 先まで | 新 | 2.6 ~ 4.5 | 199.0 |
| 一般市道 | 鞍月 20号 | 南新保町 口 125番 1 | 先から | 旧 | 2.7 ~ 4.8 | 225.0 |
| 一般市道 | 南新保町 線 17号 | 南新保町 イ 146番 | 先まで | 新 | 2.7 ~ 4.8 | 225.0 |
| 一般市道 | 鞍月 24号 | 直江北 1丁目 227番 | 先から | 旧 | 5.1 ~ 9.2 | 230.0 |
| 一般市道 | 直江町北 線 3号 | 直江北 1丁目 84番 | 先まで | 新 | 5.1 ~ 8.7 | 230.0 |
| 一般市道 | 鞍月 24号 | 直江北 1丁目 15番 | 先から | 旧 | 5.0 ~ 8.9 | 134.0 |
| 一般市道 | 直江町北 線 10号 | 直江北 1丁目 29番 | 先まで | 新 | 5.0 ~ 8.9 | 134.0 |
| 一般市道 | 鞍月 24号 | 直江土地区画整理事業地内15街区 1番 | 先から | 旧 | 12.9~40.1 | 471.0 |
| 一般市道 | 直江町北 線 18号 | 直江土地区画整理事業地内36街区 1番 | 先まで | 新 | 12.9~40.1 | 471.0 |
| 一般市道 | 押野 13号 | 新保本 2丁目 17番 | 先から | 旧 | 4.1 ~ 8.9 | 305.0 |
| 一般市道 | 新保本 2丁目線 1号 | 新保本 2丁目 77番 | 先まで | 新 | 4.1 ~ 8.9 | 305.0 |
| 一般市道 | 押野 13号 | 新保本 2丁目 52番 | 先から | 旧 | 2.5 ~ 3.7 | 31.0 |
| 一般市道 | 新保本 2丁目線 2号 | 新保本 2丁目 58番 | 先まで | 新 | 2.5 ~ 2.8 | 31.0 |
| 一般市道 | 押野 20号 | 西金沢 1丁目 82番 1 | 先から | 旧 | 4.0 ~ 6.2 | 141.0 |
| 一般市道 | 西金沢 1丁目線 2号 | 西金沢 1丁目 170番 | 先まで | 新 | 4.0 ~ 6.2 | 141.0 |
| 一般市道 | 押野 21号 | 西金沢 2丁目 103番 | 先から | 旧 | 2.8 ~ 4.2 | 147.0 |
| 一般市道 | 西金沢 2丁目線 6号 | 西金沢 2丁目 151番 | 先まで | 新 | 2.8 ~ 4.3 | 147.0 |
| 一般市道 | 押野 21号 | 西金沢 2丁目 108番 | 先から | 旧 | 2.7 ~ 5.5 | 147.2 |
| 一般市道 | 西金沢 2丁目線 18号 | 西金沢 2丁目 98番 | 先まで | 新 | 2.7 ~ 5.5 | 147.2 |
| 一般市道 | 押野 27号 | 押野 2丁目 142番 2 | 先から | 旧 | 3.5 ~ 6.7 | 278.0 |
| 一般市道 | 押野 2丁目線 4号 | 押野 2丁目 85番 | 先まで | 新 | 3.5 ~ 6.7 | 278.0 |
| 一般市道 | 額 28号 | 南四十万 2丁目 108番 | 先から | 旧 | 4.9 ~ 9.2 | 368.0 |
| 一般市道 | 四十万町東 線 41号 | 南四十万 2丁目 92番 | 先まで | 新 | 4.9 ~ 9.2 | 368.0 |
| 一般市道 | 三馬 19号 | 泉本町 4丁目 146番 5 | 先から | 旧 | 4.0 ~ 9.5 | 212.0 |
| 一般市道 | 泉本町 4丁目線 6号 | 泉本町 4丁目 161番 1 | 先まで | 新 | 4.0 ~ 9.5 | 212.0 |
| 一般市道 | 三馬 26号 | 横川 5丁目 223番 | 先から | 旧 | 7.0 ~ 10.4 | 292.4 |
| 一般市道 | 横川 5丁目線 13号 | 横川 5丁目 19番 | 先まで | 新 | 7.0 ~ 10.4 | 292.2 |
| 一般市道 | 三馬 31号 | 久安 3丁目 30番 | 先から | 旧 | 3.5 ~ 10.0 | 301.9 |
| 一般市道 | 久安 3丁目線 11号 | 久安 3丁目 11番 | 先まで | 新 | 3.5 ~ 10.0 | 301.9 |
| 一般市道 | 三馬 36号 | 三馬 2丁目 34番 1 | 先から | 旧 | 2.5 ~ 4.3 | 271.7 |
| 一般市道 | 三馬 2丁目線 18号 | 三馬 2丁目 68番 | 先まで | 新 | 2.5 ~ 4.6 | 271.7 |
| 一般市道 | 米丸 9号 | 進和町 8番 | 先から | 旧 | 6.0 ~ 9.3 | 376.0 |
| 一般市道 | 進和町 線 4号 | 進和町 19番 | 先まで | 新 | 6.0 ~ 9.3 | 376.0 |

金 沢 市 公 報

| | | | | | | | |
|----|-----------|---------|-------|-----|---|----------|---------|
| 一般 | 米丸9号 | 進和町 | 4番 | 先から | 旧 | 5.4～11.5 | 223.3 |
| 市道 | 進和町線5号 | 進和町 | 72番1 | 先まで | 新 | 5.4～11.5 | 223.3 |
| 一般 | 米丸11号 | 入江1丁目 | 559番 | 先から | 旧 | 5.1～8.4 | 45.0 |
| 市道 | 入江1丁目線3号 | 入江1丁目 | 561番 | 先まで | 新 | 5.1～8.2 | 45.0 |
| 一般 | 米丸11号 | 入江1丁目 | 92番 | 先から | 旧 | 4.2～7.4 | 189.0 |
| 市道 | 入江1丁目線18号 | 入江1丁目 | 58番1 | 先まで | 新 | 4.2～7.4 | 189.0 |
| 一般 | 米丸12号 | 入江2丁目 | 89番 | 先から | 旧 | 5.6～9.4 | 472.0 |
| 市道 | 入江2丁目線6号 | 入江2丁目 | 220番 | 先まで | 新 | 5.6～9.4 | 472.0 |
| 一般 | 富樫25号 | 高尾町ツ | 37番1 | 先から | 旧 | 2.2～4.1 | 47.0 |
| 市道 | 高尾町線7号 | 高尾町ツ | 22番 | 先まで | 新 | 2.3～5.1 | 47.0 |
| 一般 | 富樫25号 | 高尾台3丁目 | 315番 | 先から | 旧 | 3.5～12.7 | 207.0 |
| 市道 | 高尾町線25号 | 高尾台3丁目 | 337番 | 先まで | 新 | 3.5～12.7 | 207.0 |
| 一般 | 小坂28号 | 千木町へ | 9番4 | 先から | 旧 | 3.8～9.1 | 111.0 |
| 市道 | 千木町線19号 | 千木町へ | 8番5 | 先まで | 新 | 3.8～9.1 | 111.0 |
| 一般 | 小坂29号 | 福久町イ | 57番 | 先から | 旧 | 3.5～8.4 | 663.0 |
| 市道 | 福久町線13号 | 福久町ワ | 32番2 | 先まで | 新 | 3.5～8.4 | 663.0 |
| 一般 | 小坂32号 | 金市町二 | 15番1 | 先から | 旧 | 5.2～18.3 | 329.0 |
| 市道 | 金市町線3号 | 金市町ホ | 1番1 | 先まで | 新 | 5.2～18.3 | 329.0 |
| 一般 | 小坂32号 | 金市町ホ | 32番1 | 先から | 旧 | 7.4～8.0 | 91.0 |
| 市道 | 金市町線19号 | 金市町ホ | 36番1 | 先まで | 新 | 7.4～9.2 | 91.0 |
| 一般 | 小坂34号 | 百坂町ト | 36番 | 先から | 旧 | 3.5～6.1 | 208.0 |
| 市道 | 百坂町線4号 | 百坂町ト | 29番1 | 先まで | 新 | 3.5～6.1 | 208.0 |
| 一般 | 小坂35号 | 法光寺町 | 30番2 | 先から | 旧 | 4.4～6.0 | 88.0 |
| 市道 | 法光寺町線10号 | 法光寺町 | 35番6 | 先まで | 新 | 4.4～7.7 | 93.0 |
| 一般 | 小坂37号 | 神谷内町ト | 45番 | 先から | 旧 | 2.8～3.9 | 81.0 |
| 市道 | 神谷内東線20号 | 神谷内町リ | 2番 | 先まで | 新 | 2.8～3.9 | 81.0 |
| 一般 | 犀川3号 | 末町15の部 | 20番1 | 先から | 旧 | 6.3～10.5 | 449.0 |
| 市道 | 末町南線1号 | 末町16の部 | 9番1 | 先まで | 新 | 6.3～10.5 | 449.0 |
| 一般 | 湯涌11号 | 湯涌田子島町イ | 71番 | 先から | 旧 | 2.5～16.8 | 836.0 |
| 市道 | 湯涌荒屋町線 | 湯涌荒屋町ハ | 214番 | 先まで | 新 | 2.5～16.8 | 836.0 |
| 一般 | 森本3号 | 才田町丁 | 546番1 | 先から | 旧 | 2.8～7.5 | 1,898.9 |
| 市道 | 才田町線 | 才田町甲 | 33番 | 先まで | 新 | 2.7～7.5 | 1,898.9 |
| 一般 | 森本21号 | 八田町東 | 594番 | 先から | 旧 | 2.0～6.1 | 616.0 |
| 市道 | 南森本町線 | 南森本町イ | 5番5 | 先まで | 新 | 2.2～5.5 | 616.0 |
| 一般 | 森本31号 | 八田町東 | 6番 | 先から | 旧 | 5.6～9.1 | 368.0 |
| 市道 | 八田町線1号 | 八田町東 | 1670番 | 先まで | 新 | 5.5～9.1 | 368.0 |
| 一般 | 森本32号 | 大場町東 | 1595番 | 先から | 旧 | 3.0～8.9 | 684.0 |
| 市道 | 大場町線2号 | 大場町東 | 175番 | 先まで | 新 | 3.0～8.9 | 684.0 |
| 一般 | 森本32号 | 大場町東 | 8番 | 先から | 旧 | 2.1～17.8 | 158.1 |
| 市道 | 大場町線4号 | 大場町東 | 352番 | 先まで | 新 | 2.1～17.8 | 161.4 |
| 一般 | 森本34号 | 才田町甲 | 187番1 | 先から | 旧 | 2.3～3.0 | 60.0 |
| 市道 | 才田町線4号 | 才田町乙 | 1番 | 先まで | 新 | 2.3～3.0 | 60.0 |
| 一般 | 森本39号 | 二日市町へ | 208番1 | 先から | 旧 | 5.5～10.1 | 316.0 |
| 市道 | 二日市町線11号 | 二日市町ヲ | 8番乙 | 先まで | 新 | 5.3～10.1 | 316.0 |
| 一般 | 森本45号 | 弥勒町ワ | 70番2 | 先から | 旧 | 0.8～23.5 | 449.0 |
| 市道 | 弥勒町線2号 | 弥勒町ワ | 28番14 | 先まで | 新 | 0.8～23.5 | 449.0 |

金 沢 市 公 報

| | | | | | | |
|------|-----------------------|--------------------------------------|------------|--------|----------------------|--------------------|
| 一般市道 | 森本99号 日吉ヶ丘住宅線1号 | 利屋町と27番3 利屋町158番 | 先から 先まで | 旧 新 | 5.1～12.0 6.0～12.5 | 386.0 381.0 |
| 一般市道 | 森本101号 南森本町線 | 南森本町チ60番1 南森本町イ150番1 | 先から 先まで | 旧 新 | 6.0～13.8 6.0～13.8 | 585.7 585.7 |
| 一般市道 | 森本115号 金沢テクノパーク線4号 | 森本丘陵工業用地土地区画整理事業地内3街区1番 正部町二126番丙 | 先から 先まで | 旧 新 | 5.1～19.2 5.1～19.2 | 714.0 714.0 |
| 一般市道 | 小坂28号 千木町線41号 | 千木町ホ50番1 千木町イ2番5 | 先から 先まで | 旧 新 | 6.0～29.2 6.0～29.2 | 2,030.0 273.2 |
| 一般市道 | 三馬4号 米泉町4丁目線12号 | 米泉町4丁目133番8 米泉町4丁目133番10 | 先から 先まで | 旧 新 | 6.0 6.0 | 606.0 94.1 |
| 一般市道 | 三馬16号 西泉6丁目線27号 | 西泉6丁目12番10 西泉6丁目23番5 | 先から 先まで | 旧 新 | 6.0 6.0 | 171.1 405.6 |
| 一般市道 | 準幹線592号 福久・千木線 | 福久町ル78番1 千木1丁目9番 | 先から 先まで | 旧 新 | 3.1～31.0 3.1～31.0 | 2,125.0 1,857.1 |

●金沢市告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

令和8年3月23日

金沢市長 村山 卓

| 路線名 | 区間 | 供用開始日 |
|-------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 1 級 幹 線 55号 戸水・割出線 | 戸水町力107番1 割出町719番1 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 1 級 幹 線 58号 大浦・百坂線 | 大浦町ハ51番 百坂町二38番 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 1 級 幹 線 64号 才田・北森本線 | 才田町丁23番1 八田町東1284番1 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 1 級 幹 線 77号 田上・銚子線 | 田上本町ヲ21番1 銚子町イ51番 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 1 級 幹 線 86号 観法寺・堅田線 | 観法寺町イ46番1 堅田町丙18番 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 2 級 幹 線 304号 神野・御影線 | 神野2丁目58番 御影町4番2 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 2 級 幹 線 308号 福久・南森本線 | 福久東1丁目89番 南森本町二43番1 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 2 級 幹 線 318号 荒屋・横枕線 | 荒屋町イ1番1 横枕町口27番1 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 2 級 幹 線 320号 塚崎・牧町線 | 塚崎町ホ1番1 牧町60番3 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 2 級 幹 線 364号 大徳川通り線 | 鞍月3丁目1020番2 藤江北4丁目484番 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |
| 2 級 幹 線 372号 利屋・福久線 | 利屋町へ94番1 福久町ハ31番1 | 先から 先まで 令和8年3月23日 |

金 沢 市 公 報

| | | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------|------------|-----------|
| 準 幹 線 501号 堀 川 ・ 桜 町 線 | 堀 川 町 桜 町 | 740 番 704 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 準 幹 線 532号 大 樋 ・ 山 の 上 線 | 大 樋 町 山 の 上 町 | 110 番 867 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 準 幹 線 534号 大 浦 ・ 大 場 線 | 大 浦 町 大 場 町 | ヲ 68 番 2 東 189 番 3 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 準 幹 線 537号 寺 中 ・ 観 音 堂 線 | 金 石 本 町 観 音 堂 町 | イ 2 番 ヌ 49 番 5 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 準 幹 線 556号 金 石 ・ 大 野 線 | 大 野 町 4 丁 目 金 石 西 1 丁 目 | 114 番 158 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 準 幹 線 562号 東 蚊 爪 ・ 大 場 線 | 東 蚊 爪 町 大 場 町 | 184 番 1 西 142 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 準 幹 線 580号 瀬 領 ・ 下 谷 線 | 瀬 領 町 菅 池 町 | ヘ 41 番 ト 33 番 2 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 鳴 和 2 丁 目 線 4号 | 鳴 和 2 丁 目 鳴 和 2 丁 目 | 29 番 2 40 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 鳴 和 2 丁 目 線 8号 | 鳴 和 2 丁 目 鳴 和 2 丁 目 | 116 番 1 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 春 日 町 線 7号 | 春 日 町 春 日 町 | 264 番 204 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小 金 町 線 1号 | 小 金 町 小 金 町 | 179 番 143 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小 金 町 線 9号 | 小 金 町 小 金 町 | 151 番 2 52 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小 橋 町 線 4号 | 小 橋 町 小 橋 町 | 332 番 337 番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 中 橋 町 線 2号 | 中 橋 町 中 橋 町 | 115 番 127 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 長 田 2 丁 目 線 11号 | 長 田 2 丁 目 長 田 2 丁 目 | 128 番 2 128 番 7 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大 手 町 線 5号 | 大 手 町 大 手 町 | 189 番 34 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 片 町 1 丁 目 線 2号 | 片 町 1 丁 目 片 町 1 丁 目 | 48 番 46 番 2 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 駅 北 線 7号 | 金沢駅北土地区画整理事業地内 9街区 金沢駅北土地区画整理事業地内 12街区 | 1 番 11 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 笠 舞 1 丁 目 線 2号 | 笠 舞 1 丁 目 笠 舞 1 丁 目 | 201 番 56 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 笠 舞 1 丁 目 線 11号 | 笠 舞 1 丁 目 笠 舞 1 丁 目 | 178 番 1 42 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小 立 野 2 丁 目 線 11号 | 小 立 野 2 丁 目 小 立 野 2 丁 目 | 312 番 883 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小 立 野 2 丁 目 線 16号 | 小 立 野 2 丁 目 小 立 野 2 丁 目 | 243 番 825 番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |

金 沢 市 公 報

| | | | | |
|-----------------------|------------------------------|-------------------|------------|-----------|
| 弥生1丁目線 10号 | 弥生1丁目 弥生1丁目 | 392番 458番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 弥生3丁目線 4号 | 弥生3丁目 弥生3丁目 | 1番 72番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 有松1丁目線 6号 | 有松1丁目 有松1丁目 | 106番 218番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 泉野町6丁目線 9号 | 泉野町6丁目 泉野町6丁目 | 82番 160番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 山科2丁目線 5号 | 山科2丁目 山科2丁目 | 1番 286番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 金石西1丁目線 41号 | 金石西1丁目 金石西1丁目 | 159番 5 159番 10 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 金石西4丁目線 9号 | 金石味噌屋町 金石西4丁目 | 220番 89番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 金石西4丁目線 15号 | 金石西4丁目 金石通町 | 965番 169番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 栗崎 6号 栗崎町線 55号 | 栗崎町二 栗崎町二 | 73番 36番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 6号 大寺中町線 | 寺中町チ 寺中町ハ | 17番 44 65番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 7号 大松村町線 | 松村5丁目 松村第二土地区画整理事業地内 13街区 | 87番 7番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 15号 大無量寺町線 50号 | 無量寺3丁目 無量寺2丁目 | 21番 65番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 16号 大観音堂町東線 12号 | 観音堂町へ 観音堂町へ | 70番 2 62番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 19号 大松村1丁目線 5号 | 松村1丁目 松村1丁目 | 263番 282番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 21号 大松村5丁目線 20号 | 松村5丁目 松村5丁目 | 149番 153番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 22号 大松村6丁目線 1号 | 松村6丁目 松村6丁目 | 226番 96番 5 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 23号 大松村7丁目線 3号 | 松村7丁目 松村7丁目 | 59番 1 1番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 28号 大藤江南1丁目線 2号 | 藤江南1丁目 藤江南1丁目 | 75番 2 97番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 35号 大畝田中1丁目線 2号 | 畝田中1丁目 畝田中1丁目 | 30番 14番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 大徳 43号 大松村4丁目線 22号 | 松村第二土地区画整理事業地内 9街区 松村4丁目 | 22番 1番 8 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 川北 1号 大東蚊爪町線 | 東蚊爪町ム 大浦町ヲ | 34番 58番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 潟津 5号 大須崎町線 | 須崎町口 大河端町ニ | 226番 51番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |

金 沢 市 公 報

| | | | | |
|------------------|-------------------|---------|-----|-----------|
| 弓 取 3号 | 諸 江 町 下丁 | 306番 3 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 諸 江 町 線 | 諸 江 町 中丁 | 461番 | 先まで | |
| 弓 取 14号 | 諸 江 町 上丁 | 171番 2 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 諸 江 町 上丁 線 38号 | 諸 江 町 上丁 | 173番 2 | 先まで | |
| 弓 取 15号 | 諸 江 町 中丁 | 41番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 諸 江 町 中丁 線 9号 | 諸 江 町 中丁 | 50番 | 先まで | |
| 戸 板 9号 | 桜 田 町 22街区 | 7番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 桜 田 町 線 12号 | 桜 田 町 26街区 | 1番 | 先まで | |
| 戸 板 9号 | 桜 田 町 1-2街区 | 9番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 桜 田 町 線 19号 | 桜 田 町 10-2街区 | 15番 | 先まで | |
| 戸 板 14号 | 北 町 丁 | 35番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 北 町 線 2号 | 北 町 丁 | 80番 | 先まで | |
| 戸 板 14号 | 北 町 丁 | 42番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 北 町 線 15号 | 北 町 丁 | 72番 | 先まで | |
| 鞍 月 6号 | 近 岡 町 | 600番 4 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 近 岡 町 線 | 御 供 田 町 八 | 54番 1 | 先まで | |
| 鞍 月 16号 | 御 供 田 町 八 | 1番 3 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 御 供 田 町 線 23号 | 御 供 田 町 八 | 1番 11 | 先まで | |
| 鞍 月 17号 | 近 岡 町 | 758番 1 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 近 岡 町 線 37号 | 近 岡 町 | 546番 1 | 先まで | |
| 鞍 月 19号 | 大 友 町 八 | 37番 5 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 大 友 町 線 46号 | 大 友 町 八 | 37番 6 | 先まで | |
| 鞍 月 20号 | 南 新 保 町 口 | 134番 20 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 南 新 保 町 線 1号 | 南 新 保 町 口 | 134番 14 | 先まで | |
| 鞍 月 20号 | 南 新 保 町 イ | 33番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 南 新 保 町 線 6号 | 南 新 保 町 口 | 24番 1 | 先まで | |
| 鞍 月 20号 | 南 新 保 町 口 | 125番 1 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 南 新 保 町 線 17号 | 南 新 保 町 イ | 146番 | 先まで | |
| 鞍 月 24号 | 直 江 北 1 丁目 | 227番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 直 江 町 北 線 3号 | 直 江 北 1 丁目 | 84番 | 先まで | |
| 鞍 月 24号 | 直 江 北 1 丁目 | 15番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 直 江 町 北 線 10号 | 直 江 北 1 丁目 | 29番 | 先まで | |
| 鞍 月 24号 | 直江土地区画整理事業地内 15街区 | 1番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 直 江 町 北 線 18号 | 直江土地区画整理事業地内 36街区 | 1番 | 先まで | |
| 押 野 13号 | 新 保 本 2 丁目 | 17番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 新 保 本 2 丁目 線 1号 | 新 保 本 2 丁目 | 77番 | 先まで | |
| 押 野 13号 | 新 保 本 2 丁目 | 52番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 新 保 本 2 丁目 線 2号 | 新 保 本 2 丁目 | 58番 | 先まで | |
| 押 野 20号 | 西 金 沢 1 丁目 | 82番 1 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 西 金 沢 1 丁目 線 2号 | 西 金 沢 1 丁目 | 170番 | 先まで | |
| 押 野 21号 | 西 金 沢 2 丁目 | 103番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 西 金 沢 2 丁目 線 6号 | 西 金 沢 2 丁目 | 151番 | 先まで | |
| 押 野 21号 | 西 金 沢 2 丁目 | 108番 | 先から | 令和8年3月23日 |
| 西 金 沢 2 丁目 線 18号 | 西 金 沢 2 丁目 | 98番 | 先まで | |

金 沢 市 公 報

| | | | | |
|-----------------------|----------------------|------------------|------------|-----------|
| 押野 27号 押野 2丁目線 4号 | 押野 2丁目 押野 2丁目 | 142番 2 85番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 額 28号 四十万町東線 41号 | 南四十万 2丁目 南四十万 2丁目 | 108番 92番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 三馬 19号 泉本町 4丁目線 6号 | 泉本町 4丁目 泉本町 4丁目 | 146番 5 161番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 三馬 26号 横川 5丁目線 13号 | 横川 5丁目 横川 5丁目 | 223番 19番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 三馬 31号 久安 3丁目線 11号 | 久安 3丁目 久安 3丁目 | 30番 11番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 三馬 36号 三馬 2丁目線 18号 | 三馬 2丁目 三馬 2丁目 | 34番 1 68番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 米丸 9号 進和町線 4号 | 進和町 進和町 | 8番 19番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 米丸 9号 進和町線 5号 | 進和町 進和町 | 4番 72番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 米丸 11号 入江 1丁目線 3号 | 入江 1丁目 入江 1丁目 | 559番 561番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 米丸 11号 入江 1丁目線 18号 | 入江 1丁目 入江 1丁目 | 92番 58番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 米丸 12号 入江 2丁目線 6号 | 入江 2丁目 入江 2丁目 | 89番 220番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 富樫 25号 高尾町線 7号 | 高尾町 ツ 高尾町 ツ | 37番 1 22番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 富樫 25号 高尾町線 25号 | 高尾台 3丁目 高尾台 3丁目 | 315番 337番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小坂 28号 千木町線 19号 | 千木町 ヘ 千木町 ヘ | 9番 4 8番 5 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小坂 29号 福久町線 13号 | 福久町 イ 福久町 ワ | 57番 32番 2 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小坂 32号 金市町線 3号 | 金市町 ニ 金市町 ホ | 15番 1 1番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小坂 32号 金市町線 19号 | 金市町 ホ 金市町 ホ | 32番 1 36番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小坂 34号 百坂町線 4号 | 百坂町 ト 百坂町 ト | 36番 29番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小坂 35号 法光寺町線 10号 | 法光寺町 法光寺町 | 30番 2 35番 6 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小坂 37号 神谷内東線 20号 | 神谷内町 ト 神谷内町 リ | 45番 2番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 犀川 3号 末町南線 1号 | 末町 15の部 末町 16の部 | 20番 1 9番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 湯涌 11号 湯涌荒屋町線 | 湯涌田子島町 イ 湯涌荒屋町 ハ | 71番 214番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |

| | | | |
|------------------------|----------------------------------|------------|-----------|
| 森 才 田 町 本 3号 線 | 才 田 町 丁 546番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 南 森 本 町 21号 線 | 八 田 町 東 594番 5 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 八 田 町 本 31号 線 1号 | 八 田 町 東 6番 1670番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 大 場 町 本 32号 線 2号 | 大 場 町 東 1595番 175番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 大 場 町 本 32号 線 4号 | 大 場 町 東 8番 352番 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 才 田 町 本 34号 線 4号 | 才 田 町 甲 187番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 二 日 市 町 本 39号 線 11号 | 二 日 市 町 へ 208番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 弥 勒 町 本 45号 線 2号 | 弥 勒 町 ワ 70番 2 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 日 吉ヶ丘住宅線 99号 1号 | 利 屋 町 と 27番 3 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 南 森 本 町 本 101号 線 | 南 森 本 町 子 60番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 森 金沢テクノパーク線 115号 4号 | 森本丘陵工業用地土地区画整理事業地内 3街区 1番 126番 丙 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 小 千 木 町 坂 28号 線 41号 | 千 木 町 ホ 50番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 三 米 泉 町 4丁目 馬 4号 線 12号 | 米 泉 町 4丁目 133番 8 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 三 西 泉 6丁目 馬 16号 線 27号 | 西 泉 6丁目 12番 10 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| 準 福 久 ・ 千 木 線 592号 | 福 久 町 ル 78番 1 | 先から 先まで | 令和8年3月23日 |
| | 千 木 1丁目 9番 | | |

●金沢市告示第81号

河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により、準用河川の指定の変更をしたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第55条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

大野川水系

| 区分 | 名称 | 区 間 | |
|----|-----|------------------------------|----------|
| | | 上 流 端 | 下 流 端 |
| 旧 | 馬渡川 | 左岸：木越町81番地先 右岸：木越町78番地先 | 血の川への合流点 |
| 新 | 馬渡川 | 左岸：木越町81番2地先 右岸：木越町77番2地先 | 血の川への合流点 |

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告します。

なお、当該地域計画を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、当該経営管理権集積計画を金沢市農林水産局森林再生課に備え置いて縦覧に供します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

| 整理番号 | 地区名 |
|---------------|-----|
| 2026集1～2026集2 | 二俣町 |

2 本公告により、金沢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

1 土地区画整理組合の名称

金沢市近岡町土地区画整理組合

2 解散の認可の年月日

令和8年3月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 公告認定対象区域の名称 | 公告認定対象区域 | 認定年月日 |
|-------------|-----------------------------|-----------|
| 市営緑住宅4 | 金沢市みどり2丁目1番1、1番2、1番3、2番及び8番 | 令和8年3月10日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月23日

金沢市長 村 山 卓

| 都市計画事業の種類及び名称 | 施行者の名称 | 事業施行期間 | 事業地 | 縦覧場所 |
|-------------------------|--------|-----------------------------|---|-------------------------|
| 金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道 | 金沢市 | 昭和37年4月1日から 令和10年3月31日まで | (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 令和3年石川県 告示第120号の 事業地に金沢市 近岡町の一部を 加える。 | 金沢市 土木局 河川 水防課 |

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和8年3月23日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 加 | 藤 | 弘 | 行 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 村 | 哲 | 郎 |
| 金沢市監査委員 | 高 | 村 | 佳 | 伸 |
| 金沢市監査委員 | 森 | | 一 | 敏 |

第1 監査の概要

1 監査の対象局等及び実施期間

| 監査の対象局等 | | 実施期間 |
|---------|--------------------------------------|----------------------------|
| 経済局 | 営業戦略室、産業政策課、商工労働課、クラフト政策推進課、観光政策課 | 令和7年7月14日 ～ 令和8年3月3日 |
| 市民局 | 市民協働推進課、ダイバーシティ人権政策課、市民課、保険年金課 | |
| 環境局 | 環境政策課、ゼロカーボンシティ推進課、ごみ減量推進課 | |
| 都市整備局 | 都市計画課、景観政策課、緑と花の課、市街地再生課、住宅政策課、建築指導課 | |
| 土木局 | 道路建設課、道路管理課、河川水防課、営繕課 | |
| 危機管理監 | 危機管理課 | |
| 議会事務局 | 総務課 | |
| 市立病院 | 事務局 | |

2 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、高村佳伸、森一敏

3 監査の対象範囲

令和6年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和7年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理

(6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

●金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月23日

金沢市監査委員 加 藤 弘 行
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 高 村 佳 伸
 金沢市監査委員 森 一 敏

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年2月24日
- (2) 措置を講じた局等 総務局総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日（平成26年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|--|
| <p>(1) 使用料の減免について公平な運用が求められるもの 減免については、一部の公益団体等に対して条例に基づき使用料の全額を免除しており、主な減免理由は施設利用者の便宜を図ることや職員の福利厚生などとなっている。一方で行政財産の使用料は徴収が原則であり、適正な額の使用料を徴しなければ、使用者に特別な利益を付与することになるため、減免の取扱いについては、公平なものとなっているか十分な検討が必要である。よって使用料の減免にあたっては、他の同様の施設では使用料を徴収していること、更に自動販売機が収益事業であることを考慮すると、手続きの透明性確保の観点からも、より一層の厳格な運用が望まれる。</p> | <p>これまで、一部の公益団体等に対して、行政財産の使用料を全額免除していたが、自動販売機が収益事業であることを考慮すると、公平性の観点から、免除すべきではないと判断し、令和7年度より使用料を徴収することとした。</p> |

●金沢市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月23日

金沢市監査委員 加 藤 弘 行
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 高 村 佳 伸

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年2月18日
- (2) 措置を講じた局等 経済局産業政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|---|--|
| <p>中小企業デジタル人材拡充事業に関する十分な広報の実施 意見09（51ページ）</p> <p>所管課が実施した専門学校へのヒアリングによると、年齢要件や提出書類の多さなどが令和5年度における申請につながらなかったのではないかとのことである。令和6年度においては、年齢要件の撤廃や提出書類の見直しなどを実施しているが、対象となる試験の種類や試験に合格した場合のみ助成するという要件は変更されていない。対象となる試験の種類は、経済産業省が認定するIT人材育成に関する国家資格の位置づけを参考にしたとのことであるが、そもそも周知不足であるため、十分に広報をする必要がある。</p> | <p>試験の実施主体である独立行政法人情報処理推進機構のホームページに制度の案内を掲載したほか、市内工業団地の企業や金沢市商店街連盟の会員等に制度周知のチラシを配布し、十分な広報を行った。</p> |

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和8年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月23日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和8年3月26日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (8) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (9) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
- (10) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の承認について

- (1) 地域計画に関する意見決定について
 (2) 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

| 名 称 | 事務所の所在地 | 指定をした日 |
|------------|-----------------|-----------|
| PayPay株式会社 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 令和8年3月16日 |

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工事費

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年3月16日から同月31日まで

●金沢市公営企業告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工事費の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

令和8年3月23日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

| 名 称 | 事務所の所在地 | 指定をした日 | 委託をした日 |
|-------------------|--------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社北國銀行 | 金沢市広岡2丁目12番6号 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 地銀ネットワークサービス株式会社 | 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 株式会社しんきん情報サービス | 東京都港区港南1丁目8番27号 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 株式会社セイコーマート | 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦3丁目1番21号 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 株式会社ポプラ | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| ミニストップ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 山崎製パン株式会社 | 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎1丁目11番2号 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
| ビリングシステム株式会社 | 東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |

| | | | |
|------------|---------------------------|-----------|-----------|
| ウエルネット株式会社 | 北海道札幌市中央区大通東10丁目11 番地4 | 令和8年3月16日 | 令和8年3月16日 |
|------------|---------------------------|-----------|-----------|

- 2 委託した公金事務に係る歳入
水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工事費
- 3 委託した期間
令和8年3月16日から同月31日まで

●金沢市公営企業告示第6号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月23日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和8年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 柳橋町の一部
 - (2) 北間町及び須崎町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和8年(2026年)3月23日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄